

# 12 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 地域で子育てを支える

### ●相談支援体制

#### 1 すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるような情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内、および地域の子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に配置しており、4年度は8,582件の相談があった。

#### 2 子どもと家庭の総合相談

子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

4年度は虐待に関する相談1,463件、養育に関する相談2,354件、不登校に関する相談152件、育児しつけ等の相談（児童相談所等の問合せ含む。）6,829件で、計10,798件の相談があった。

### ●児童虐待防止

#### 1 要保護児童対策地域協議会の設置

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、平成19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（要対協）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、要対協の調整機関として子ども家庭支援センターを指定している。

#### 2 児童相談体制「練馬区モデル」の進化

虐待通告が急増する中、2年7月、子ども家庭支援センター内に区と都が合同で設置した「練馬区虐待対応拠点」では、都児童相談所と子ども家庭支援センターの専門職員の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるとともに、3年度から虐待通告の初期対応の振り分けに都区の職員が合同で取り組むなど、大きな成果を上

げている。

都は、6年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。都立児童相談所の設置により、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が常時可能となり、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるようになる。

都区の緊密な連携を深め、児童相談体制を更に充実する。

### ●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

#### 1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

4年度は3,165件（うち電話相談は452件）の相談があった。

#### 2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。

### ●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。4年度の「第40回練馬こどもまつり」は区立児童館（全17館）を会場に開催し、延べ8,600人が参加した。5年度は厚生文化会館、地区区民館を加えた全39会場で開催する。

## (2) 手当・助成

### ●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給や、子どもおよびひとり親家庭等への医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

#### 1 児童手当

中学校修了までの児童の保護者に支給している。4年度末現在の支給児童数は67,170人である。支給月

額はつぎのとおりである。

〔児童一人当たり支給月額〕		(単位：円) 4年度末現在
対象		金額
0～3歳未満(一律)		15,000
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000
	第3子以降	15,000
中学生(一律)		10,000
所得制限超過(一律)		5,000
所得上限超過		支給されない

## 2 児童育成手当

### (1) 育成手当

父または母が死亡・離婚・未婚・行方不明等、または重度の障害があり、18歳に達した年度の末日までの児童を養育する人に支給している。ただし、児童が施設に入所している場合は除く。

支給月額は児童1人につき13,500円、4年度末現在の支給児童数は6,502人である。

### (2) 障害手当

心身に一定程度の障害がある20歳未満の者を養育する保護者に支給している。支給月額は対象者1人につき15,500円、4年度末現在の支給対象者は425人である。

## 3 第3子誕生祝金

今回出生した子どもを含めて3人以上の18歳未満の子どもと同居している保護者で、第3子以降の子どもの出生日の1年以上前から区内に居住し、祝金を受給した後引き続き1年以上、第3子等の子どもを含む子どもとともに区内に居住する意思がある人を対象に、子ども1人につき10万円を支給している。4年度は549人に支給した。

## 4 児童扶養手当

離婚や死亡、生死不明などで父または母がいない、あるいは父または母が重度の障害者であり、18歳に達した年度の末日まで(心身に一定程度の障害がある人は20歳未満)の施設に入所していない児童の保護者に支給している。

支給月額は、受給者本人の所得が一定所得以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。

児童1人の場合の4年度末現在の支給月額は、全額支給は43,070円(一部支給は43,060円～10,160円)、児童2人の場合10,170円(一部支給は10,160円～5,090円)加算、3人目以降は1人につき6,100円(一部支給は6,090円～3,050円)加算となる。4年度末現在の支給児童数は4,503人である。

## 5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害のある20歳未満の施設に入所していない者の保護者に支給している。

4年度末現在の支給月額は、1人につき重度障害児は52,400円、中度障害児は34,900円、4年度末現在の支給児童数は合わせて586人である。

## 6 子ども医療費助成

小学校就学前までを対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に子ども医療証(5年度からは小・中学生医療証)、5年度からは高校生年代まで(18歳に達した年度の末日まで)の子どもにも高校生等医療証を交付して、健康保険が適用される診療等について自己負担分および入院時食事療養費標準負担額を助成している。

4年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が37,736人、子ども医療証が52,765人、合計90,501人である。

## 7 ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭、父母ともにいない家庭、父または母が重度の障害がある家庭を対象に医療証を交付し、健康保険が適用される診療等について保護者が支払う自己負担分(高額療養費および入院時食事療養費を除く)の全部または一部を助成している。4年度末現在の対象人員は2,785世帯、3,946人である。